平成二十一年一月七日

(

三沢市

施行者の名称

都市計画事業の種類

第三千三十一号

平成二十一年

目 次

都市計画事業計画の変更認可.....

(都市計画課) ...

出

納

課 :

告

示

第3031号

証紙売りさばき人の住所の変更......

告

公

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

県営土地改良事業計画変更の決定.....

換地処分...... (農村整備課) ... 二

同

(経営支援課) ... 二

青森県証紙条例 (昭和三十九年四月青森県条例第十号) 第九条の規定により告示する 次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、

平成二十一年一月七日

売りさばき人の住所及び名称

株式会社エスティック

むつ市南町二の四

計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十年十二月二十四日認可したので、同条第

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、三沢都市

一項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

青森県告示第二号

쏨

示

二 変更内容

変更前の住所

むつ市海老川町一二の六五

2 変更後の住所

むつ市南町二の四

青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

吾

公

三沢都市計画下水道事業 (三沢市公共下水道)

Ξ 事業施行期間

昭和六十三年十二月三日から平成二十七年三月三十一日まで

兀 事業地

収用の部分

都市計画事業計画の認可 (平成十七年十一月一日青森県告示第八百六十一号)

の事業地に変更なし。

使用の部分

2

の事業地に、三沢市本町一丁目、本町二丁目、春日台一丁目、古間木一丁目、大 都市計画事業計画の認可 (平成十七年十一月一日青森県告示第八百六十一号)

東岡三沢三丁目、大字三沢字堀口、字山ノ神、字山ノ下、字園沢、字下久保及び 字三沢字水筒、字中平及び大字犬落瀬字古間木の一部を加え、東岡三沢二丁目、

字南山地内において事業地を変更する。

青森県告示第三号

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成二十一年一月七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地 八戸ニュー タウンショッ ピングセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

代表取締役 八戸市大字長苗代字前田八三の一 三浦紘

意見の概要

間最大値がすべての予測地点で規制基準値を超過しており、 店舗施設の運営に伴い発生することが見込まれる騒音について、騒音レベルの夜 また、 その超過幅も大

さいことから周辺住民に及ぼす影響が懸念されますので、騒音の軽減策について再

検討してください。

1 場所 兀

意見書の縦覧

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十一年一月七日から同年二月七日まで

3

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

換 地 処 分

阿弥陀川地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第九項の規定により、

用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成二十一年一月七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

県営土地改良事業計画変更の決定

の規定により公告し、 備事業) ) 計画を変更したので、 水木地区の県営土地改良事業 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の三第一項の規定により、 次のとおり縦覧に供する。 (ほ場整備事業 (担い手育成型) 同条第六項において準用する同法第八十七条第五項 (緊急農地集積ほ場整

平成二十一年一月七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

平成二十一年一月八日から同年二月五日まで

Ξ 縦覧の場所

藤崎町役場

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

県号

定価小口一枚二付十五円一銭